別表第1 (第3条関係)

四次第1 (第3末)		A \ \17-4
法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 認定申請書等虚偽記載	法第5条第1項、法第	Ι
	58条第1号	
(2) 認定証再交付申請義務違反	法第5条第5項	I
(3) 認定証掲示義務違反	法第6条、法第58条第	I
	2 号	
(4) 認定証更新申請書等虚偽記載	法第7条第4項におい	I
	て準用する法第5条第	
	1項、法第58条第1号	
(5) 営業所のない都道府県における営業所	法第9条、法第58条第	Е
の新設等届出義務違反・営業所のない都	3号	
道府県における営業所の新設等届出書等		
虚偽記載		
(6) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽	法第11条第1項、法第	Е
記載(主たる営業所の所在地を管轄する	58条第3号	
公安委員会関係)		
(7) 認定証書換え申請義務違反	法第11条第3項	I
(8) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽	法第11条第4項におい	Е
記載(主たる営業所の所在地を管轄する	て準用する法第11条第	
公安委員会以外の公安委員会関係)	1項、法第58条第3号	
(9) 認定証返納義務違反	法第12条第1項第4	I
	号、法第58条第4号	
(10) 名義貸し	法第13条、法第57条第	A
	3号	
(11) 欠格者が警備員となることの禁止違反	法第14条第1項	I
(警備業者が法第14条第2項に違反した		
場合を除く。)		
(12) 欠格者を警備業務に従事させることの	法第14条第2項	
禁止違反		
ア 警備業者に故意又は重過失があった		D
場合		
イ 警備業者に軽過失があった場合		E
(13) 警備業務実施の基本原則違反(警備業	法第15条	Е
者又は警備員が法の他の規定、法に基づ		
く命令の規定若しくは法第17条第1項の		
規定に基づく都道府県公安委員会規則の		
規定に違反し、又は警備業務に関し他の		
法令の規定に違反した場合を除く。)		

(14) 服装制限違反	法第16条第1項	D
(15) 服装届出義務違反・服装届出書等虚偽	法第16条第2項、法第	I
記載	58条第3号	
(16) 変更届出義務違反·変更届出書等虚偽	法第16条第3項におい	I
記載(服装関係)	て準用する法第11条第	
	1項、法第58条第3号	
(17) 護身用具携帯禁止・制限違反	法第17条第1項の規定	D
	に基づく公安委員会規	
	則の規定	
(18) 護身用具届出義務違反・護身用具届出	法第17条第2項におい	I
書等虚偽記載	て準用する法第16条第	
	2項、法第58条第3号	
(19) 変更届出義務違反·変更届出書等虚偽	法第17条第2項におい	I
記載(護身用具関係)	て準用する法第11条第	
	1項、法第58条第3号	
(20) 検定合格警備員配置義務違反	法第18条	D
(21) 合格証明書の携帯義務違反	法第18条、検定規則第	I
	3条	
(22) 書面交付義務違反	法第19条、法第57条第	D
	4号	
(23) 教育義務違反	法第21条第2項	
ア 内閣府令で定める内容、時間数の教		D
育が行われた警備員数が、教育の対象		
となる警備員数の50%未満である場合		
イ 内閣府令で定める内容、時間数の教		
育が行われた警備員数が、教育の対象		Е
となる警備員数の50%以上70%未満で		
ある場合		
ウ 内閣府令で定める内容、時間数の教		
育が行われた警備員数が、教育の対象		F
となる警備員数の70%以上90%未満で		
ある場合		
エ 内閣府令で定める内容、時間数の教		
育が行われた警備員数が、教育の対象		I
となる警備員数の90%以上100%未満で		
ある場合		
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~		
(24) 指導・監督義務違反(警備員が法の他	VII. beha a . bt beha a mit	F

法第22条第1項、法第	С
57条第5号	
法第22条第8項	F
法第40条、法第57条第	D
6 号	
法第40条、法第58条第	D
3号	
	Е
3 号	
法第42条第1項、法第	D
58条第9号	
法第43条	
	D
	D
	Е
	法第22条第1項、法第57条第5号 法第22条第8項 法第40条、法第57条第6号 法第40条、法第58条第3号 法第41条、法第58条第3号 法第41条、法第58条第3号 法第42条第1項、法第58条第9号

い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が30%以上50%未満である場合	
エ 基地局においてその発生に関する情	F
報を受信した盗難等の事故のうち、京	
都府公安委員会規則で定める基準に従	
い現場における警備員による事実の確	
認その他の必要な措置が講じられなか	
ったものが占める割合が10%以上30%	
未満である場合	
オ アからエまでに規定する場合以外の	I
場合	
(32) 基地局備付け書類に係る不整備・虚偽 法第44条、法第	第58条第 F
記載 10号	
(33) 警備員名簿等に係る不整備・虚偽記載 法第45条、法第	第58条第 F
10号	
(34) 報告等義務違反・虚偽報告等 法第46条、法第	第58条第 D
8 号	
(35) 立入検査拒否、妨害等 法第47条第13	項、法第 D
58条第8号	
(36) 指示処分違反 法第48条、法第	第57条第 B
7 号	
(37) (1)から(36)までのいずれかに掲げる	当該法令
法令違反行為等(罰則の適用があるもの	違反行為
に限る。)を教唆し、若しくは幇助する	等に係る
行為又は当該行為を教唆する行為	分類と同
	一の分類